

平成 23 年度 長野市一般廃棄物処理実施計画

長野市 環境部 生活環境課

目 次

■ 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、長野市一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成 23 年度長野市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

■ 処理計画期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

■ 処理計画区域

長野市の全域

■ 施行日

平成 23 年 4 月 1 日施行

■ ごみ処理実施計画

1	ごみ発生量見込み	1
2	収集・運搬計画	1
	（1）家庭ごみ	1
	①定期収集ごみ	1
	②一時多量ごみ	3
	③特定家庭用機器廃棄物	3
	④資源物の拠点回収	4
	（2）事業ごみ	5
	①豊野地区以外の地域	5
	②豊野地区	5
	（3）その他のごみ	6
	（4）焼却灰・飛灰処理物	6
	①豊野地区以外の地域	6
	②豊野地区	6
	（5）不燃残渣	6
	（6）積替・保管	6
3	長野市清掃センターの受入	6

4	北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターの受入	7
5	長野市清掃センターストックヤードでの指定廃棄物の受入	7
6	中間処理計画	7
	(1) 可燃ごみ	7
	①豊野地区以外の地域	7
	②豊野地区	7
	(2) 不燃ごみ	8
	(3) 豊野地区以外の地域の缶・ビン	8
	(4) プラスチック製容器包装、豊野地区以外の地域のペットボトル	8
	(5) 豊野地区の缶	8
	(6) 豊野地区のビン・ペットボトル	9
	(7) 紙	9
	(8) 生ごみ	9
	(9) 木くず(家庭系を除く剪定樹木・伐採木・草)	9
	(10) 特定家庭用機器廃棄物	9
	(11) 家庭系パソコン	9
	(12) 家庭系の割れていない使用済み蛍光灯、 乾電池、廃食用油、剪定枝葉等	9
	(13) 廃タイヤ	9
	(14) 使用済みバッテリー	9
	(15) 医療系廃棄物	9
	①在宅医療系廃棄物	9
	②医療機関から排出される医療系廃棄物	9
	(16) 廃消火器	10
7	最終処分計画	10
	(1) 天狗沢最終処分場	10
	(2) 北信保健衛生施設組合最終処分場	10
	(3) その他	10
8	市外からの一般廃棄物受入	10
	(1) 家庭系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入	11
	(2) 家庭系ごみの清掃センターへの搬入	11
	(3) 事業系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入	11
	(4) 事業系ごみの清掃センターへの搬入	11
9	外部搬出	11
10	排出状況、処理主体、処理計画一覧表	11

11	具体的施策の重点項目	1 1
12	目標達成のための施策の展開（施策体系）	1 2
	（1）基本方針1 市民・事業者・市の協働による	
	取組の推進 <発生抑制>	1 2
	①基本施策1－1 環境教育・普及啓発の充実	1 2
	1.1.1 ごみ通信・副読本等を活用した環境教育・学習の推進	
	1.1.2 長野市清掃センター等施設見学の推進	
	1.1.3 地域・団体等との連携による普及啓発の推進	
	②基本施策1－2 家庭ごみの発生抑制の推進	1 3
	1.2.1 発生抑制に向けたわかりやすい啓発活動の推進	
	1.2.2 生ごみの発生抑制と減量化の推進	
	1.2.3 容器包装類削減のための啓発	
	1.2.4 住民自治協議会・ながの環境パートナーシップ会議等との連携強化	
	③基本施策1－3 事業ごみの発生抑制の推進	1 4
	1.3.1 事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進	
	1.3.2 減量計画書による計画的取組の徹底	
	1.3.3 多量排出事業所への立入指導の実施	
	1.3.4 過剰包装削減の推進	
	1.3.5 ながのエコ・サークルの普及促進	
	④基本施策1－4 市のごみの発生抑制の推進	1 5
	1.4.1 市庁舎等のごみの発生抑制の推進	
	1.4.2 市主催イベント等における発生抑制の推進	
	（2）基本方針2 分別の徹底と再資源化の促進 <再使用・再生利用> ..	1 5
	①基本施策2－1 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進	1 5
	2.1.1 分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進	
	2.1.2 分別・排出指導の徹底	
	2.1.3 住民自治協議会等との連携強化	
	2.1.4 住民説明会・出前講座の実施	
	2.1.5 事業ごみの分別の徹底	
	2.1.6 搬入時の分別指導の徹底	
	②基本施策2－2 再資源化の推進	1 6
	2.2.1 集団回収による資源物回収の促進	
	2.2.2 サンデーリサイクル拠点増加の検討	
	2.2.3 機密文書再資源化への誘導	
	2.2.4 事業系有機性廃棄物の資源化の促進	
	2.2.5 新たな資源化ルートへの検討	

③基本施策2-3	リサイクル啓発の推進	17
2.3.1	リフレッシュプラザを拠点とした再使用の促進	
2.3.2	再生品・環境配慮物品等の利用促進	
(3)基本方針3	環境に配慮した適正な廃棄物処理の推進 <適正処分>	17
①基本施策3-1	適正な収集運搬体制の構築	17
3.1.1	効率的な収集方法の検討	
3.1.2	高齢者等に対する収集体制の検討	
3.1.3	処理困難物自主回収の推進	
3.1.4	環境にやさしい収集車両の導入促進	
3.1.5	環境に配慮したごみ集積所設置の支援	
3.1.6	収集運搬業者等の研修会の実施	
②基本施策3-2	ごみ処理施設の整備	18
3.2.1	安全で安定的な処理の継続実施	
3.2.2	環境調査等の実施	
3.2.3	広域連合ごみ処理施設の整備促進	
③基本施策3-3	不法投棄対策の推進	18
3.3.1	監視体制の充実	
3.3.2	地域と連携した不法投棄されにくい環境づくりの推進	
④基本施策3-4	災害廃棄物対策	19
3.4.1	災害ごみ処理実施計画の策定	
(3)基本方針4	計画実現に向けた体制・仕組みづくり	19
①基本施策4-1	PDC Aサイクルによる計画(施策)の進行管理	19
4.1.1	ごみ処理実施計画による施策の実施	
4.1.2	標準的な評価項目(指標)によるごみ処理の評価	
4.1.3	市民モニター制度の活用	
4.1.4	計画の中間評価(見直し)の実施	
②基本施策4-2	効率的な廃棄物行政の推進	20
4.2.1	ごみ通信等の広告媒体としての活用の検討	
4.2.2	一般廃棄物処理手数料の検証	
4.2.3	ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析	
③基本施策4-3	地球温暖化防止等への配慮	20
4.3.1	地球温暖化防止にかかる数値指標の算出・検証	
4.3.2	「長野市バイオマスタウン構想」と連携した取組の推進	

■ 生活排水処理実施計画

1	し尿、浄化槽汚泥発生量及び処理量の見込み	2 1
2	収集・運搬体制	2 1
3	中間処理計画	2 2
4	最終処分計画	2 4

ごみ処理実施計画

1 ごみ発生量見込み

項目		年度	23
収集 ごみ (家庭系)	年間排出量	(t/年)	82,611
	一人当たり	(g/人・日)	591
	可燃ごみ	(t/年)	55,688
	不燃ごみ	(t/年)	5,617
	資源物	(t/年)	21,306
	紙	(t/年)	8,659
	びん	(t/年)	2,281
	缶	(t/年)	925
	ペットボトル	(t/年)	609
	プラスチック製容器包装	(t/年)	3,741
	剪定枝葉	(t/年)	4,954
	乾電池	(t/年)	110
	廃食用油	(t/年)	4
蛍光灯	(t/年)	23	
事業系	年間排出量	(t/年)	41,473
	可燃ごみ	(t/年)	39,579
	不燃ごみ	(t/年)	1,056
	資源物	(t/年)	838
合 計		(t/年)	124,084
集団回収量		(t/年)	15,653
総 計		(t/年)	139,737
総計 (一人当たり)		(g/人・日)	999
資源化量		(t/年)	23,892
リサイクル率		(%)	28.3%

2 収集・運搬計画

(1) 家庭ごみ

① 定期収集ごみ

家庭ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議のうえ位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様

式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみ集積所」という。) 及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、直営又は市（又は北信保健衛生施設組合）が委託した事業者が以下の収集回数により収集運搬を行う。

家庭ごみの分別区分及び排出方法等は以下に定めるほか、別に地区ごとに定める平成 23 年度長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダーによるものとする。

収集区域	分別区分	収集回数 (※1)	収集場所 (※2)	排出方法	備考	
長野市全域	可燃ごみ	2回/週	ごみ集積所	<p>条例第9条第1項第2号及び条例第14条別表第1の規定による市が指定する袋に入れて出す。(※3)</p> <p>袋に入らない大きさで、およそ 1m×50cm×50cm までのものについては、条例第9条第1項第2号及び条例第14条別表第1の規定による粗大ごみシールを貼付して出す。</p> <p>4種類に分けて、ひもで十文字にしばって出す。</p> <p>ごみ集積所の青色ネット袋へ出す。</p> <p>ごみ集積所の緑色ネット袋へ出す。</p> <p>枝類はひもでしばり、草・葉は透明又は半透明な袋(市指定袋以外の袋)に入れて出す。</p> <p>ごみ集積所の色別コンテナへ出す。(豊野地区の乾電池を除く)</p> <p>豊野地区を除く地域の家庭灰は、濡れても破れない丈夫な袋に入れて「灰」と明記してビン類の日に出す。</p>	指定袋及び粗大ごみシールは条例第9条第2項の規定に基づく小売店で購入する。(※3)	
	不燃ごみ	1回/4週			プラスチック製容器包装のうち、袋に入らない大きさで、およそ 1m×50cm×50cm までのものについては粗大ごみシールの貼付は不要。	
	資源物	プラスチック製容器包装			1回/週	
		紙			1回/4週	①新聞・折込チラシ②ダンボール③紙パック④雑誌・その他の古紙
		缶			1回/4週	
		ペットボトル			2回/4週	
		剪定枝葉等			1回/週 (※4)	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切り花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種
		ビン			1回/4週	ビンは白・透明、茶色、その他の色に分け、それぞれ白、茶、青色コンテナへ出す。 豊野地区を除く地域の乾電池は赤色コンテナへ出す。 豊野地区の乾電池は、指定回収場所(豊野支所)で随時回収を行う。
		乾電池				
	家庭灰					豊野地区を除く地域の家庭灰は、濡れても破れない丈夫な袋に入れて「灰」と明記してビン類の日に出す。

※1 以下に掲げる地区の収集回数は下表のとおり。

分別区分	豊野地区	戸隠・鬼無里・大岡地区及び信州新町地区の一部
可燃ごみ	2回/週	1回/週
不燃ごみ	1回/月	1回/4週
プラスチック製容器包装	1回/週	1回/週
紙	2回/月	1回/4週
缶	2回/月	1回/4週
ペットボトル	1回/月	2回/4週
剪定枝葉等(※4)	1回/週	集積所収集なし
ビン	1回/月	1回/4週
乾電池	随時回収	
家庭灰	随時回収	

※2 豊野地区のペットボトル、ビン、乾電池、家庭灰は、別に定める指定回収場所で収集を行う。

※3 豊野及び中条地区を除く地域の可燃ごみ及び不燃ごみ用の旧指定袋については、旧指定袋の容量に応じた手数料納付済みシールを小売店で購入し、当該旧指定袋に貼付した場合に限り、当面の間使用することができる。

豊野地区の可燃ごみ、埋立ごみ及び金属ごみ用の旧指定袋については、旧指定袋の容量に応じた手数料納付済みシールを小売店で購入し、当該旧指定袋に貼付した場合に限り、旧可燃ごみ用は可燃ごみ用、旧埋立ごみ及び旧金属ごみ用は不燃ごみ用として当面の間使用することができる。

中条地区の旧もえるごみ専用袋及び不燃物専用袋については、1枚20円の手数料納付済みシールを小売店で購入し、当該旧専用袋に貼付した場合に限り、旧もえるごみ専用袋は可燃ごみ用、旧不燃物専用袋は不燃ごみ用として当面の間使用することができる。旧塩化ビニール・プラスチック専用袋については、プラスチック製容器包装用として当面の間使用することができる。

※4 剪定枝葉等の収集は、平成23年4月から12月までとし、平成24年1月から3月までの間の収集は行わない。なお、この間に出る剪定枝葉等は、平成24年4月まで家庭で保管しておくか、可燃ごみとして排出するものとする(可燃ごみとして排出する場合は、表中の可燃ごみの排出方法等に従う)。また、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区はごみ集積所での剪定枝葉等の定日収集は行わない。

②一時多量ごみ

一時多量ごみについては、次のいずれかにより処理をする。

- ア 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別して市清掃センターへ持ち込む。ただし、豊野地区の可燃ごみは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターへ持ち込む。
- イ 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみ同様に分別の上、申込みにより市が直営で収集運搬する。
- ウ 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ処理施設への運搬を依頼する。

③特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物については、次のいずれかにより処理をする。

- ア 原則として、購入店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- イ 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所または清掃セン

ターに搬入する。

- ウ 郵便局でリサイクル料金支払い後、清掃センターまたは一般廃棄物収集運搬業許可事業者指定引取場所への運搬を依頼する。

④資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から生じた資源物の一部について、指定回収場所での拠点回収を実施する。

(ア) サンデーリサイクル

次の日程、場所により「サンデーリサイクル」を実施する。回収する品目は、紙（新聞・折込ちらし、段ボール、雑誌・その他の古紙）、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、家庭用廃食用油（一部の会場のみ）、剪定枝葉等（戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所会場のみ）。

実施時間 午前 10 時～午後 1 時

	会 場	会 場 別 回 収 品 目
第 1 日 曜 日	マツヤ若槻店 (店舗西側第 2 駐車場)	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	西友西尾張部店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯
	西友南長野店 (稲里町中央)	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯
	マツヤ稲葉店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	戸隠支所駐車場 (4 月～11 月)	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油、剪定枝葉等
第 2 日 曜 日	マツヤ上松店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	マツヤ若里店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	ベイシア長野店 (第 3 駐車場)	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	A・コープ篠ノ井店 (店舗東側駐車場)	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	西友古里店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	鬼無里支所駐車場 (4 月～11 月)	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油、剪定枝葉等
第 3 日 曜 日	西友川中島店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	マツヤ松代店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	マックスバリュ長野東店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	アップルランド大豆島店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油
	マツヤ赤沼店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、 廃食用油

	信州新町支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉等
	中条支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉等
第4日曜日	西友伊勢宮店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯
	アップルランド五明店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、廃食用油
	西友長野北店（檀田二丁目）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯
	長野市役所第二駐車場	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、廃食用油
	ベイシア長野東店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、廃食用油
	大岡支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉等

(イ) 家庭用蛍光灯

割れていない家庭用使用済み蛍光灯は、サンデーリサイクル、長野県電気商業組合加盟の回収協力店、市役所、支所、連絡所で随時回収を実施する。

(ウ) 剪定枝葉等

家庭から一時的に多量に出る庭木の剪定枝葉、落ち葉、草等については、定期収集及びサンデーリサイクル会場（一部の会場のみ）での収集によるほか、長野市清掃センター指定回収場所で随時回収を実施する（自己搬入する場合に限る）。

(2) 事業ごみ

①豊野地区以外の地域

次のいずれかにより処理する。

ア 再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。

イ 市の清掃センターへ可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトルに5分別し自己搬入する。搬入する一般廃棄物については、条例第13条に定める市清掃センター廃棄物受入基準に従う。

ウ 排出者が自ら、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。

エ 処理委託するため、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に自己搬入する。

②豊野地区

次のいずれかにより処理する。

ア 再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。

イ 可燃ごみは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターへ、資源物については市清掃センターへ紙、ビン、缶、ペットボトルに4分別し自己搬入する。可燃ごみについては北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター受入基準に従う。搬入する一般廃棄物の資源物については、条例第13条に定める市清掃センター廃棄

物受入基準に従う。

ウ 排出者が自ら、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。

エ 処理委託するため、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に自己搬入する。

（3）その他のごみ

地域住民の奉仕活動等による清掃ごみ等は、ごみ集積所に公共ごみ専用指定袋を使用して出すか、またはその実施者が自ら家庭ごみの定期収集と同様に分別して市清掃センターまたは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターへ持ち込むか、あるいは市が直営で収集運搬する。

（4）焼却灰・飛灰処理物

①豊野地区以外の地域

市清掃センター焼却施設から排出される焼却灰及び飛灰処理物については、市の最終処分施設（天狗沢埋立地）へ市の委託事業者が運搬するほか、焼却灰及び飛灰処理物の一部については市が処理委託した一般廃棄物処分業許可事業者へ市の委託事業者が運搬する。

②豊野地区

北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターから排出される焼却灰及び飛灰処理物については、北信保健衛生施設組合最終処分場へ北信保健衛生施設組合の委託事業者が運搬する。

（5）不燃残渣

市清掃センター資源化施設から排出される不燃残渣（資源回収後に残った不燃物）は、市の最終処分施設（天狗沢埋立地）へ市の委託事業者が運搬する。

（6）積替・保管

市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者のうち、積替・保管の許可又は指定を受けた者は、その許可又は指定条件に応じて、積替・保管後清掃センター等へ搬入することができる。

3 長野市清掃センターの受入

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第13条に定める長野市清掃センター廃棄物受入基準のとおりとする。

清掃センター受入時間

月曜日～金曜日 午前 8:30～11:30 午後 1:00～4:30

土曜日 午前 8:30～11:30

年末年始、祝祭日は原則として休み

4 北信保健衛生施設組合 東山クリーンセンターの受入

持ち込むごみは可燃ごみに限る。

東山クリーンセンター受入時間

月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 4:30

土曜日 午前 8:30～12:00

年末年始、祝祭日は原則として休み

5 長野市清掃センターストックヤードでの指定廃棄物の受入

家庭から出るタイヤ、スプリング入りマットレス等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物について、市清掃センターで事前に予約を受け付けし、市清掃センターストックヤードで市民から有料で受け入れを行う。受け入れた指定廃棄物については、処理事業者に市が処理委託する。

指定廃棄物の品目及び手数料については、別に定める。

事前予約の受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15

市清掃センターストックヤードでの受入日時

毎月 2 回、指定する土曜日

午前 8:30～11:30

6 中間処理計画

(1) 可燃ごみ

①豊野地区以外の地域

市清掃センターの焼却施設にて焼却処理する。なお、焼却熱を利用し蒸気タービン発電機によって発電した電気の一部を電力会社に売却するとともに、蒸気の熱交換による温水を「大豆島いこいの家」と「サンマリーンながの」の両施設に供給する。

【市清掃センター焼却施設の概要】

名 称	長野市清掃センター焼却施設
所 在 地	長野市松岡二丁目 42 番 1 号
型 式	全連続燃焼式
処理能力	450 t / 24 h (150 t / 24 h × 3 炉)
焼 却 炉	ストーカ式

②豊野地区

北信保健衛生施設組合の東山クリーンセンターにて焼却処理する。なお、焼却熱を利用してつくった蒸気を道路の下に埋め込んだ配管内に通して、周辺道路に雪が積もるのを防ぐ。

【北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターの概要】

名 称	北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター
所 在 地	中野市大字中野 1308 番地 1

型 式	全連続焼却式火格子焼却炉
処理能力	130 t / 24 h (65 t / 24 h × 2 炉)
焼 却 炉	ストーカ式

(2) 不燃ごみ

市清掃センターの資源化施設（リサイクルプラザ）にて可燃性残渣、破碎鉄・破碎アルミ、不燃残渣に選別し、可燃性残渣は市清掃センターの焼却施設にて焼却処理、破碎鉄・破碎アルミは市委託事業者で資源化処理を行う。

【市清掃センター資源化施設の概要】

名 称	長野市清掃センター資源化施設	
所 在 地	長野市松岡二丁目 42 番 1 号	
処 理 能 力	不燃・粗大ごみ系	150 t / 5 h
	資源系	20 t / 5 h

(3) 豊野地区以外の地域の缶・ビン

豊野地区以外の地域の缶は、市清掃センターの資源化施設の選別設備により鉄、アルミに選別後、市委託事業者で資源化処理を行う。または市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で選別、資源化処理を行う。

豊野地区以外の地域のビンについては、市清掃センター資源化施設でそれぞれ種類ごとに保管した後、市委託事業者で資源化処理を行う。

(4) プラスチック製容器包装、豊野地区以外の地域のペットボトル

プラスチック製容器包装については市清掃センターの圧縮梱包施設にて手選別により異物を除去した後、圧縮梱包し保管した後、(財)日本容器包装リサイクル協会及び市委託事業者で資源化処理を行う。

豊野地区以外の地域のペットボトルについては、市清掃センターの圧縮梱包施設にて圧縮梱包し保管した後、(財)日本容器包装リサイクル協会にて資源化処理を行う。または市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で資源化処理を行う。

【市清掃センター圧縮梱包施設の概要】

名 称	長野市清掃センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設	
所 在 地	長野市松岡二丁目 42 番 1 号	
圧縮梱包設備	油圧式、ラッピング+PP バンド	
処 理 能 力	10 t / 5 h × 2 系列 = 20 t / 日	

(5) 豊野地区の缶

北信保健衛生施設組合不燃物処理センターにて鉄、アルミに選別後、北信保健衛生施設組合が委託した事業者で資源化処理を行う。

【北信保健衛生施設組合不燃物処理センターの概要】

名 称	北信保健衛生施設組合不燃物処理センター	
所 在 地	下高井郡山ノ内町大字戸狩 683 番地 1	
処 理 能 力	20 t / 5 h	

- (6) 豊野地区のビン・ペットボトル
ビンについては、北信保健衛生施設組合が委託した事業者でそれぞれ種類ごとに保管した後、(財)日本容器包装リサイクル協会で資源化処理を行う。
ペットボトルについては、北信保健衛生施設組合が委託した事業者で圧縮梱包し保管した後、(財)日本容器包装リサイクル協会で資源化処理を行う。
- (7) 紙
古紙事業者または市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者にて資源化処理を行う。
- (8) 生ごみ
長野市清掃センター若しくは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターにおいて焼却処理又は一般廃棄物処分業許可事業者、市が指定する一般廃棄物再生活用業者(指定証に記載のある排出元からの生ごみに限る)、特定非営利活動法人若しくは市民公益活動団体にて資源化処理を行う。
- (9) 木くず(家庭系を除く剪定樹木・伐採木・草)
一般廃棄物処分業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生活用業者(指定証に記載のある排出元からの木くずに限る)にて資源化処理、若しくは市の「剪定枝・まきストーブ活用推進事業」により処理を行う。
- (10) 特定家庭用機器廃棄物
製造事業者を通じて資源化処理を行う。
- (11) 家庭系パソコン
製造事業者またはパソコン3R推進センターを通じて資源化処理を行う。
- (12) 家庭系の割れていない使用済み蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
市委託事業者にて資源化処理を行う。
家庭から排出される剪定枝葉等については、市委託事業者または一般廃棄物処分業許可事業者で資源化処理を行う。
- (13) 廃タイヤ
タイヤを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼する他、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者にて資源化処理を行う。
- (14) 使用済みバッテリー
電池工業会リサイクル協力店、バッテリーを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼し、資源化処理を行う。
- (15) 医療系廃棄物
- ① 在宅医療系廃棄物
別に定める「在宅医療廃棄物の取扱い基準」に従い処理する。
 - ② 医療機関から排出される医療系廃棄物
医療機関が責任をもって適正に処理する。

(16) 廃消火器

特定窓口、指定引取場所へ直接持ち込み、又は回収を依頼し、消火器リサイクル推進センター（消火器リサイクルシステム）を通じて資源化処理を行う。

または、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で資源化処理を行う。

7 最終処分計画

(1) 天狗沢最終処分場

市清掃センターの焼却施設の焼却灰・飛灰処理物及び市清掃センターの資源化施設の不燃残渣を埋め立てる。また、家庭灰についても埋め立てを行う。

【天狗沢最終処分施設の概要】

名 称	長野市不燃物最終処分場天狗沢埋立地
所 在 地	長野市篠ノ井小松原 3559 番地 7
総 面 積	64,621 m ²
埋 立 面 積	24,000 m ²
埋 立 容 量	285,000m ³
埋 立 方 法	サンドイッチ方法
浸出水処理	200m ³ / 日（接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性吸着＋減菌処理）

(2) 北信保健衛生施設組合最終処分場

北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターで焼却処理された豊野地区の可燃ごみの焼却灰・集塵灰を埋め立てる。

【北信保健衛生施設組合最終処分場の概要】

名 称	北信保健衛生施設組合最終処分場
所 在 地	中野市大字大俣 1120 番地
総 面 積	16,000 m ²
埋 立 面 積	4,700 m ²
埋 立 容 量	38,000m ³
埋 立 方 法	セル方式
浸出水処理	35m ³ / 日

(3) その他

市清掃センター焼却施設の焼却灰及び飛灰処理物の一部について、処理施設のある市町村との協議終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「法施行令」という。）第4条第9号イに基づく通知をした後、市が処理委託した一般廃棄物処理業許可事業者にて埋め立てる。

8 市外からの一般廃棄物受入

長野市以外からの一般廃棄物受入については次によることとし、搬入市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イの通知を受ける。

ただし、(2) の場合は法施行令第4条第9号イの通知を要しない。

- (1) 家庭系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入
要請があった場合、搬入市町村と十分協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れのない場合のみ実施することができる。
- (2) 家庭系ごみの清掃センターへの搬入
要請があった場合、搬入市町村と十分協議し、地元区の了解が得られた場合のみ実施することができる。
- (3) 事業系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入
排出者所在市町村と十分協議し、必要と認められ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れのない場合のみ実施することができる。
- (4) 事業系ごみの清掃センターへの搬入
要請があった場合、搬入市町村と十分協議し、地元区の了解が得られた場合のみ実施することができる。

9 外部搬出

長野市内で資源化処理できない蛍光灯、乾電池等の一般廃棄物及び市清掃センター焼却施設の焼却灰及び飛灰処理物の一部については、処理施設のある市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行う。

10 排出状況、処理主体、処理計画一覧表

別紙のとおり

11 ごみ処理実施計画の重点項目

「長野市一般廃棄物処理基本計画（H23～28年度）」で定めている、4つの基本方針、14の基本施策、48の具体的施策に基づき、目標達成のための具体的施策を展開します。

平成23年度ごみ処理実施計画では、できる限りごみを発生させない「発生抑制」のための取組を重点に行い、ごみの減量と再資源化の推進を図るとともに、災害ごみ処理実施計画の策定等「環境に配慮した適正な廃棄処理」を推進するため、次の15項目を重点項目とします。

基本方針1 市民・事業者・市の協働による取組の推進 <発生抑制>

基本施策		具体的施策	
1-1 環境教育・普及啓発の充実	新規	1.1.3	地域・団体等との連携による普及啓発の推進
1-2 家庭ごみの発生抑制の推進	継続	1.2.1	発生抑制に向けたわかりやすい啓発活動の推進
		1.2.2	生ごみの発生抑制と減量化の推進
		1.2.3	容器包装類削減のための啓発
1-3 事業ごみの発生抑制の推進	新規	1.3.1	事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進

	新規	1.3.2	減量計画による計画的取組の徹底
	継続	1.3.3	多量排出事業者への立入指導の実施

基本方針2 分別の徹底と再資源化の促進 <再使用・再生利用>

基本施策		具体的施策	
2-1 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進	継続	2.1.1	分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進
	継続	2.1.6	搬入時の分別指導の徹底
2-2 再資源化の推進	新規	2.2.4	事業系有機性廃棄物の資源化の促進

基本方針3 環境に配慮した適正な廃棄物処理の促進 <適正処分>

基本施策		具体的施策	
3-1 適正な収集運搬体制の構築	新規	3.1.1	効率的な収集方法の検討
3-2 ごみ処理施設の整備	新規	3.2.3	広域連合ごみ処理施設の整備促進
3-3 不法投棄対策の推進	継続	3.3.1	監視体制の充実
3-4 災害廃棄物対策	新規	3.4.1	災害ごみ処理実施計画の策定

基本方針4 計画実現に向けた体制・仕組みづくり

基本施策		具体的施策	
4-1 PDCAサイクルによる計画（施策）の進行管理	新規	4.1.2	標準的な評価項目（指標）によるごみ処理の評価

12 目標達成のための施策の展開（施策体系）

(1) 基本方針1 市民・事業者・市の協働による取組の推進 <発生抑制>

①基本施策1-1 環境教育・普及啓発の充実

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
1.1.1 ごみ通信・副読本等を活用した環境教育・学習の推進	「ながのゴミ通信」（以下、「ゴミ通信」という。）の発行や教育委員会・学校等との連携による副読本等の作成、生ごみ自家処理実践講座の開催などを通じ、ごみに関する環境教育・学習機会の拡大を図ります。	①園児を対象とした「段ボール箱を使用した生ごみ処理」教室（パネルシアター）の開催 ②環境学習記事の掲載（ゴミ通信） ③清掃センター見学に併せて学習会を実施 ④学校等と連携し、資料提供を行うなど学習機会の推進	①開催回数 5回 ②掲載回数 2回
1.1.2 長野市清掃センター等施設見学の推進	長野市清掃センター等のごみ処理施設の見学を通じて、ごみの発生抑制についての意識の高揚を図ります。	①清掃センター等の各施設の見学を通して、資源物の再利用の有効性と分別の徹底によるごみの減量について、広く情報を発信	①清掃センター見学団体数 /97団体

<p>1.1.3 地域・団体等との連携による普及啓発の推進</p> <p style="text-align: center;">重点</p>	<p>地域等への出前講座や住民説明会の開催を通じて、ごみの発生抑制に関する普及啓発を推進します。また、ゴミ通信では、ごみの発生抑制や減量に関する事例・アイデアなどについて、市民・事業者・団体等の地域参加型の特集記事を掲載するなど、わかりやすい普及啓発を行います。</p>	<p>①ごみを出さない発生抑制のための住民説明会や出前講座等の開催 ②地域参加型の特集記事の掲載（ゴミ通信）</p>	<p>①開催回数 60回 ②掲載回数 2回</p>
--	---	--	-------------------------------

②基本施策 1-2 家庭ごみの発生抑制の推進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標										
<p>1.2.1 発生抑制に向けたわかりやすい啓発活動の推進</p> <p style="text-align: center;">新 重点</p>	<p>暮らしの中でできる発生抑制のための取組について、ごみ減量ガイドブックやゴミ通信のほか、あらゆる広報媒体を活用し、わかりやすい啓発活動を推進します。</p>	<p>①発生抑制に関する特集記事の掲載（ゴミ通信） ②広報ながの、FM ラジオ、有線放送等による啓発</p>	<p>①掲載回数 2回 ②適時</p>										
<p>1.2.2 生ごみの発生抑制と減量化の推進</p> <p style="text-align: center;">重点</p>	<p>生ごみの発生抑制については、以下の段階ごとに取り組むこととし、減量方法や具体的な取組事例等についてゴミ通信等を活用し啓発していきます。</p> <p>また、生ごみの自家処理については、ライフスタイルや地域特性に応じた自家処理を推進するため、生ごみ自家処理機器購入費補助金、生ごみ自家処理実践講座、生ごみ減量アドバイザー派遣制度等の多様な施策を継続実施するほか、一次生成物や生ごみ堆肥の有効活用に向けて利活用方法について検討していきます。</p> <p style="text-align: center;">生ごみの発生抑制・減量のための優先順位</p> <table border="1" data-bbox="507 1541 858 1675"> <tr> <td>第1段階</td> <td>食料品を買い過ぎない。</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>食材は使い切る。(エコクッキングの実践)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>食べられる分だけ作る。(食べ残しをなくす)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>水切りの徹底</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>生ごみの自家処理の実践</td> </tr> </table>	第1段階	食料品を買い過ぎない。	第2段階	食材は使い切る。(エコクッキングの実践)	第3段階	食べられる分だけ作る。(食べ残しをなくす)	第4段階	水切りの徹底	第5段階	生ごみの自家処理の実践	<p>①生ごみの発生抑制のための記事掲載（ゴミ通信） ②生ごみ自家処理機器購入費補助金の交付</p> <p>③段ボール箱を使用した生ごみ自家処理実践講座の開催</p> <p>④ガーデニング講座の開催</p> <p>⑤生ごみ減量アドバイザーの派遣（団体等からの要請に基づき随時） ⑥生ごみ減量アドバイザー研修会の開催 ⑦生ごみ減量アドバイザー例会への参加（随時） ⑧一次生成物回収事業（随時）</p>	<p>①掲載回数 2回 ②生ごみ自家処理機器購入費補助金 申請個数 737 個 ③-ア 合計開催回数 40回 ③-イ 土・日曜日開催回数 2回 ③-ウ 園児対象講座開催回数 5回 ④講座開催回数 2回（電動1回・段ボール1回） ⑤派遣回数（30回） ⑥研修会開催回数 3回 ⑦随時 ⑧随時</p>
第1段階	食料品を買い過ぎない。												
第2段階	食材は使い切る。(エコクッキングの実践)												
第3段階	食べられる分だけ作る。(食べ残しをなくす)												
第4段階	水切りの徹底												
第5段階	生ごみの自家処理の実践												
<p>1.2.3 容器包装類削減のための啓発</p> <p style="text-align: center;">重点</p>	<p>容器や包装は、家庭ごみのうち容積比で約3分の2を占めています。容器包装類のうち、プラスチック製容器包装等は資源物として回収され、再資源化されますが、発生抑制を</p>	<p>①レジ袋使用削減のためのマイバッグ持参運動等の実施（毎月5日のキャンペーン、持参率調査、市民団体・事業者との懇談会など） ②ゴミ通信や広報紙等広報</p>	<p>①マイバッグ持参率 60%</p>										

	<p>進める上では、市民一人ひとりが、マイバッグの持参や過剰な包装は断るなどの取組が必要です。</p> <p>ながの環境パートナーシップ会議、NPO、市民活動団体等と連携し、容器包装類削減のための啓発を推進します。</p>	<p>媒体を通じて、容器包装削減のための啓発</p>	
1.2.4 住民自治協議会・ながの環境パートナーシップ会議等との連携強化	<p>住民自治協議会（環境担当部会）や自治会等と連携し、住民説明会や出前講座において発生抑制について啓発を進めていきます。また、生ごみや容器包装類削減については、ながの環境パートナーシップ会議、NPO、市民活動団体等との連携を強化し、取組を推進します。</p>	<p>①住民自治協議会（環境担当部会）と連携し、生ごみ堆肥化と一次生成物を混ぜた土から野菜と花づくりを呼びかける（一次生成物の利用方法）。</p> <p>②ながの環境パートナーシップ会議「食品トレイ・レジ袋使用削減プロジェクトチーム」等との連携による容器包装類削減活動の実施</p>	①研修会開催 3地区

③基本施策 1-3 事業ごみの発生抑制の推進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
1.3.1 事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進 ① 重点	<p>事業ごみの発生抑制を推進するため、事業ごみ減量マニュアルやゴミ通信を活用した減量化事例の紹介や商工団体等との連携による啓発活動を推進します。</p>	<p>①事業ごみ減量マニュアルの改訂</p> <p>②減量化事例の紹介（ゴミ通信）</p> <p>③事業所での出前講座の実施</p> <p>④業種別にチラシの配布</p>	<p>①発行回数 1回</p> <p>②発行回数 2回</p> <p>③実施回数 5回</p> <p>④配布数 2000部</p>
1.3.2 減量計画書による計画的取組の徹底 ① 重点	<p>多量排出事業所に対しては減量計画書の提出の徹底を図り、計画的取組を促進します。</p>	<p>①減量計画書提出の徹底</p> <p>②計画書未提出事業者への立ち入り調査の実施</p>	①88.0%
1.3.3 多量排出事業所への立ち入り指導の実施 重点	<p>計画書の分析結果に基づく具体的な啓発・指導を行います。</p>	<p>①多量排出事業所への立ち入り調査の実施</p> <p>②新規の多量排出事業所への立ち入り調査の実施</p>	<p>①調査件数 65事業所</p> <p>②新規調査 5事業所数</p>
1.3.4 過剰包装削減の推進	<p>家庭ごみにおける容器包装削減のための取組に併せ、事業者が行う容器包装等の店頭回収や簡易包装の推進など製造・流通・販売段階での発生抑制のための取組を支援していきます。また、マイバッグ持参による割引・ポイント制度など既存の取組に加え、近年他自治体で導入されつつあるレジ袋有料化の取組についても関係団体等と連携し検討していきます。</p>	<p>①基本施策番号「1.2.3」、<u>「1.2.4」の計画に併せて実施</u></p> <p>②プラスチック製容器包装材使用削減のための関係団体等との協議</p>	—
1.3.5 ながの	<p>ながのエコ・サークル認定</p>	<p>①広報媒体等を活用した制</p>	①新規認定数

エコ・サークルの普及促進	制度の普及促進を図るとともに、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行います。	度の普及啓発 ②全認定事業所の現状把握 ③認定事後調査の実施	5事業所 ②全認定事業所 182事業所の現状把握 ③調査対象 30事業所
--------------	---	--	--

④基本施策 1-4 市のごみの発生抑制の推進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
1.4.1 市庁舎等のごみの発生抑制の推進	市庁舎及び市有施設から発生するごみについて、長野市役所環境保全率先実行計画に基づき、発生抑制を推進します。	①市有施設におけるごみの排出、資源化の状況を検証し、更なる分別の徹底、減量の推進	①平成23年度長野市役所環境保全率先実行計画による
1.4.2 市主催イベント等における発生抑制の推進	市主催イベント等においてごみをできるだけ出さない取組を進めます。	①長野市環境マネジメントシステムを通じて、市主催イベント等における発生抑制の推進 ②職場環境美化推進委員会等を通じて全庁的に周知啓発	—

(2) 基本方針 2 分別の徹底と再資源化の促進 <再使用・再生利用>

①基本施策 2-1 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の促進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
2.1.1 分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進 重点	家庭ごみでは、特に可燃ごみ・不燃ごみに含まれている資源物の分別の徹底を図るため、「ごみの出し方保存版」、「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」及びゴミ通信等の冊子を活用した啓発のほか、住民説明会・出前講座の開催、分別強調月間における巡回指導等により周知徹底を図ります。	①ごみの出し方保存版、ごみ収集カレンダーによる分別啓発や分別徹底に関する記事の掲載（ゴミ通信） ②広報ながの、FM ラジオ、有線放送等による啓発 ③分別徹底のための住民説明会や出前講座等の開催	①-ア ごみの出し方保存版等の配布（転入者等へ随時） ①-イ ごみ収集カレンダーの発行 1回 ①-ウ ゴミ通信掲載回数 2回 ②適時 ③開催回数 60回
2.1.2 分別・排出指導の徹底	分別の不徹底や排出ルール違反ごみに対しては、地域や集合住宅管理者と連携しながら個別指導を含め指導を強化していきます。	①ルール違反ごみを調査し、排出者が特定できた場合は個別指導を実施 ②ルール違反が多い集積所の重点的指導 ③分別強調月間に各地区役員と協力し、分別指導を実施	③10地区
2.1.3 住民自治協議会等との連携強化	住民自治協議会（環境担当部会）や自治会等と連携し、各地域ごとの課題に対応した	①住民自治協議会を通じて住民説明会を開催 ②分別強調月間に集積所の	①説明会開催回数 60回 ②巡回指導

	啓発活動や指導を展開します。	巡回指導を実施 ③住民自治協議会（環境担当部会）役員対象の説明会を開催	10 地区 ③32 地区
2.1.4 住民説明会・出前講座の実施	住民説明会や出前講座の開催により分別や適正排出について周知啓発を図ります。	①分別や適正排出についての住民説明会や出前講座等の開催	①開催回数 60回
2.1.5 事業ごみの分別の徹底	事業ごみの分別の徹底については、「事業ごみの分け方・出し方」や「事業ごみ減量マニュアル」等を活用し、商工団体等とも連携した啓発活動を推進します。	①基本施策番号「1・3・1」の計画と同様に実施するものとし、「事業ごみの分け方・出し方」のパンフレット等を活用した適正な分別と排出指導の実施	—
2.1.6 搬入時の分別指導の徹底 重点	清掃センター搬入時の展開検査や指導により、分別の徹底を図ります。	①許可業者搬入車両に対する抽出開披検査の実施（分別の徹底及びルール遵守を図る。）	①検査回数／ 4回

②基本施策 2-2 再資源化の推進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
2.2.1 集団回収による資源物回収の促進	資源物の集団回収について、引き続き資源回収報奨金を交付し、自治会等の自主的な再資源化活動を支援し、排出機会の拡大を図ります。	①資源回収報奨金の交付 ②リサイクルハウス設置事業補助金の交付	①実施団体数 500団体 ②交付件数 21団体（21棟）
2.2.2 サンデーリサイクル拠点増加の検討	サンデーリサイクルによる資源物の拠点回収を継続するとともに、スーパーマーケット以外の会場を含め、回収拠点の増加を検討します。	①スーパー以外での回収拠点の検討及び乾電池・古布など新たな品目の回収の検討	①サンデーリサイクル会場：24会場
2.2.3 機密文書再資源化への誘導	事業所から発生する資源物の再資源化のための取組としては、オフィスペーパーなどの紙類について再資源化を促進するとともに、焼却処理されることが多い機密文書についても再資源化への誘導策を検討します。	①機密文書を含む紙類の資源化ルートの実況調査 ②周知は基本施策番号「1・3・1」「1・3・2」「1・3・3」の計画と同様に実施	—
2.2.4 事業系有機性廃棄物の資源化の促進 新 重点	飲食業や食品関連事業所等から発生する生ごみの資源化の促進に向けて、食品リサイクル法関連の情報提供を行うほか、事業者が行う資源化の取組を支援していきます。	①食品リサイクル法担当機関との情報交換 ・周知は基本施策番号「1・3・1」「1・3・2」「1・3・3」の計画と同様に実施 ②食品廃棄物の資源化ルートの実況調査（多量排出事業所）	②調査・訪問対象 100事業所
2.2.5 新たな資源化ルートの検討	市ごみ処理施設で資源化できない品目について、新たな資源化ルート構築の可能性について検討を進めます。	①市ごみ施設で資源化処理できない古布等、新たな資源化ルートの構築を検討	—

③基本施策 2-3 リサイクル啓発の推進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
2.3.1 リフレッシュプラザを拠点とした再使用の促進	「長期使用」や「再使用」促進のための啓発を行います。リサイクル啓発の推進に当たり、長野市リフレッシュプラザを拠点としてリサイクル関連イベントの開催や不用品交換等の場（リサイクル広場、レインボー広場）の活用を促進します。	①ながの環境フェア等リサイクル関連イベントを開催し、長期使用や再使用などのリサイクルの情報発信 ②長野市リフレッシュプラザで不用品交換や提供の場（レインボー広場、リサイクル広場）を活用し、長期使用や再使用を推進	①ながの環境フェア参加団体数 43 団体 ②体験講座・展示会開催回数 25 回
2.3.2 再生品・環境配慮物品等の利用促進	市民や事業者に対して、再生品や環境配慮物品等の利用促進を図るため、啓発活動を実施します。	①ゴミ通信、広報紙等広報媒体を通じて、再生品・環境配慮物品の利用を促進 ②事業者へは、 <u>基本施策番号「1.3.1」「1.3.2」「1.3.3」の計画と同様に実施</u>	①ゴミ通信掲載回数 2 回

(3) 基本方針 3 環境に配慮した適正な廃棄物処理の推進 <適正処分>

①基本施策 3-1 適正な収集運搬体制の構築

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
3.1.1 効率的な収集方法の検討 新 重点	収集方法・回数等について、より効率的なものとなるよう費用対効果を勘案しながら検討を行います。	①収集方法・回数等について、より効率的なものとなるよう費用対効果を検証	—
3.1.2 高齢者等に対する収集体制の検討	ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対する収集体制について、社会福祉協議会等福祉団体、住民自治協議会及び市関係部局等と連携し、戸別収集等の新たな収集方法も含め調査、検討を行います。	①ごみ出しが困難な世帯（地区）の把握 ②他市町村の事例も参考にしながら各関係部局と収集体制を協議	—
3.1.3 処理困難物自主回収の推進	市処理施設で処理できないもの（処理困難物）については、販売・製造業者等に対して自主回収を要請するほか、回収ルートの構築に関して、国や全国都市清掃会議等に対して働きかけを行います。	①全国都市清掃会議協議会における研究及び国等関係機関への要望	—
3.1.4 環境にやさしい収集車両の導入促進	収集運搬段階における環境負荷の低減を図るため、委託業者の協力を得ながら、低公害型の収集車両の導入を促進します。	①事業者への情報提供と導入効果の検証	—
3.1.5 環境に配慮したごみ集積所設置の支援	分別意識の高揚や清潔で住みよいまちづくりのため、自治会等が設置するごみ集積所が環境美化に配慮したものになるように支援します。	①ごみ集積所設置改修事業補助金の交付 ②中央通り歩行者優先事業に伴う集積所の統廃合につ	①小屋タイプ補助件数（設置 70 棟、改修 55 棟）

		いて地元協議	
3.1.6 収集運搬業者等の研修会の実施	一般廃棄物収集運搬業許可事業者等による事業系一般廃棄物の適正な収集運搬体制を構築するため、収集運搬業者等に対する研修会を実施します。	①新規許可（指定）及び更新許可（指定）事業者に対する講習会の開催	①開催回数 3回

②基本施策3-2 ごみ処理施設の整備

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
3.2.1 安全で安定的な処理の継続実施	長野広域連合によるごみ処理施設が整備・稼動されるまでの間、長野市清掃センター焼却施設について、中期保全計画に基づく適切な設備改修工事等の実施により、引き続き安全で安定的な処理を実施します。 焼却灰等の最終処分については、天狗沢最終処分場への埋立（平成24年度末まで）のほか、外部搬出による処分により、安定的な処分を実施していきます。	①焼却施設、資源化施設、最終処分施設の計画的な整備 ②特に損傷の激しいボイラ旗型管の更新（3年計画の2年目） ③焼却灰等の一部について、外部搬出により最終処分	③焼却灰等外部搬出処分量 /4,500トン
3.2.2 環境調査等の実施	市ごみ処理施設周辺の大気測定等環境調査を定期的に行い、測定結果を公表します。また、市ごみ処理施設の緑化等周辺環境の整備を実施します。	①清掃センター周辺3地点で、有害大気汚染物質等25項目について環境調査を実施、測定結果を迅速に公表	①環境調査回数 /4回
3.2.3 広域連合ごみ処理施設の整備促進 新 重点	長野広域連合による新たな処理施設の早期建設・稼動に向けて、長野市へ建設が予定される焼却施設について、地元住民との十分な協議による合意形成を図り、早期整備を促進します。	①長野広域連合による新たな処理施設の早期建設・稼動に向けて、長野市へ建設が予定される焼却施設について、地元住民との十分な協議による合意形成を図り、早期整備を促進	—

③基本施策3-3 不法投棄対策の推進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
3.3.1 監視体制の充実 重点	市民及び地区役員の通報体制や関係機関との連携強化、民間委託によるパトロールの実施など監視体制を継続的に強化することにより、不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。発見した不法投棄に対しては警察等関係機関とも連携しながら、厳正な対応を行います。	①環境部職員による不法投棄パトロール及び回収 ②不法投棄対策特別チームによるパトロール及び回収 ③民間委託によるパトロール及び回収	①48日 ②246日 ③210日

<p>3.3.2 地域と連携した不法投棄されにくい環境づくりの推進</p>	<p>不法投棄多発地帯については、啓発看板・投棄防止ネット・監視カメラなどを設置するとともに、投棄物の早期回収を行い、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。また、不法投棄及びごみのポイ捨ての防止に向けて、地域と連携を図りながら啓発活動を推進します。</p>	<p>①不法投棄監視カメラの設置 ②不法投棄防止ネットを設置</p>	<p>① 8台（累計21台） ②100m（累計459m）</p>
---------------------------------------	--	--	--------------------------------------

④基本施策 3－4 災害廃棄物対策

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度数値目標
<p>3.4.1 災害ごみ処理実施計画の策定 ① 新 重点</p>	<p>「長野市地域防災計画」及び「長野市水防計画」に基づき、関係機関と協議を進めながら、災害時を想定した具体的なごみ処理の実施計画を早期に策定します。</p>	<p>①他市町村の計画事例も参考にしながら、関係課等と調整のうえ、年度内に災害ごみ処理実施計画を策定</p>	<p>－</p>

(4) 基本方針 4 計画実現に向けた体制・仕組みづくり

①基本施策 4－1 PDCAサイクルによる計画（施策）の進行管理

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度数値目標
<p>4.1.1 ごみ処理実施計画による施策の実施</p>	<p>本計画で定めた各種施策について、毎年度定めるごみ処理実施計画で事業計画など必要な事項を定めるとともに、数値化できるものは数値目標を掲げ、目標達成に向けて各事業を実施します。</p>	<p>①H23 実施計画で、具体的施策ごとに数値目標を設定</p>	<p>－</p>
<p>4.1.2 標準的な評価項目（指標）によるごみ処理の評価 ① 新 重点</p>	<p>実施計画に基づく施策の実施状況や数値目標の達成状況等について、長野市廃棄物減量等推進審議会にて報告・審議を行うとともに、国の指針で示された標準的な評価項目によるごみ処理の評価を実施します。</p>	<p>①H22 実績にかかる標準的評価項目の算出、検証</p>	<p>－</p>
<p>4.1.3 市民モニター制度の活用</p>	<p>施策の実施状況や実績数値等については広く市民に公表するほか、まちづくりアンケートやごみ減量モニター制度を活用し、随時、満足度調査や市民意見の募集を行います。</p>	<p>①ごみ減量モニター要綱の見直し ②行政施策の満足度調査（まちづくりアンケート指標）の活用分析</p>	<p>－</p>
<p>4.1.4 計画の中間評価（見直し）の実施</p>	<p>実施計画による施策の推進状況やごみを取り巻く社会的状況の変化等を踏まえ、中間年である平成 26 年に本計画（基本計画）の中間評価（見直し）を実施します。</p>	<p>－</p>	<p>－</p>

②基本施策 4-2 効率的な廃棄物行政の推進

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
4.2.1 ごみ通信等の広告媒体としての活用の検討	ごみ通信への広告の掲載など、新たな財源の確保に向けた検討を行います。	①ごみ通信への広告掲載の検討、調査	—
4.2.2 一般廃棄物処理手数料の検証	平成21年10月に導入した家庭ごみ処理手数料有料化制度、清掃センターごみ処理搬入手数料の改定については、ごみ量や手数料収入の動向等を十分に分析し、処理手数料の検証を行います。	①手数料収入及び処理コストを基に、現行処理手数料についての検証	—
4.2.3 ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析	一般廃棄物会計基準に基づく処理費用の分析を行い、ごみの種別や作業部門ごとの費用（原価）について経年変化を検証し、ごみ処理の効率化を推進します。ごみ処理コスト（収支）については広く市民に公表し、廃棄物処理にかかる費用の透明化を図ります。	①平成22年度分コストの算出・分析、公表	—

③基本施策 4-3 地球温暖化防止等への配慮

具体的施策	基本計画本文	23年度の計画概要	23年度 数値目標
4.3.1 地球温暖化防止にかかる数値指標の算出・検証	地球温暖化防止にかかる数値指標として、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量等を算出し、経年変化について検証を行います。	①廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量を算出	—
4.3.2 「長野市バイオマスタウン構想」と連携した取組の推進	「長野市バイオマスタウン構想」と連携し、廃棄物系バイオマスの有効活用のための取組を推進していきます。	①バイオマスタウン構想推進協議会への参画と併せ、生ゴミ資源化の検討	—

生活排水処理実施計画

1 し尿、浄化槽汚泥発生量及び処理量の見込み

区 分		単 位	平成 23 年度	
年間計画処理量	し尿	K1/年	47,912	
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽	K1/年	2,169
		合併処理浄化槽	K1/年	8,603
		農業集落排水施設	K1/年	2,366
		浄化槽汚泥小計	K1/年	13,138
	計画年間処理量 計	K1/年	61,050	
		%	100.0%	
計画日平均処理量	し尿	K1/日	131.3	
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽	K1/日	5.9
		合併処理浄化槽	K1/日	23.6
		農業集落排水施設	K1/日	6.5
		浄化槽汚泥小計	K1/日	36.0
	計画日処理量 計	K1/日	167.3	

2 収集・運搬体制

し尿			浄化槽汚泥（単独・10人槽以下の合併）		
地区	委託・許可	事業者数	地区	委託・許可	事業者数
下記を除く	委託	1 組合（4 社）	下記を除く	委託	1 組合（4 社）
若穂	許可	1 社	若穂	許可	1 社
豊野	許可	1 社	豊野	許可	1 社
戸隠	許可	1 社	戸隠	許可	1 社
戸隠坪山の一部・鬼無里	許可	1 社	戸隠坪山の一部・鬼無里	許可	1 社
大岡	許可	1 社	大岡	許可	3 社
信州新町	許可	1 社	信州新町	許可	2 社
中条	許可	1 社	中条	許可	1 社

浄化槽汚泥（11人槽以上の合併）			農業集落排水		
地区	委託・許可	事業者数	地区	委託・許可	事業者数
長野・七二会	許可	1社	下記を除く	許可	1組合（4社）
篠ノ井・松代・ 川中島・更北・ 信更	許可	1組合（4社）	豊野	許可	2社
			戸隠	許可	1社
			戸隠坪山の 一部・鬼無里	許可	1社
若穂	許可	1社	大岡	許可	1組合（4社）
豊野	許可	1社	信州新町	許可	1社
戸隠	許可	1社			
戸隠坪山の 一部・鬼無里	許可	1社			
大岡	許可	3社			
信州新町	許可	2社			
中条	許可	1社			

生活雑排水汚泥			生活雑排水汚泥（ディスポーザー）		
地区	委託・許可	事業者数	地区	委託・許可	事業者数
下記を除く	許可	1組合（4社）	全地区	許可	1社・1組合
更北（一部）・ 七二会・信州 新町	許可	1社			
松代（一部）・ 若穂・豊野	許可	1社			

3 中間処理計画

(1) 長野市衛生センター

- ①所在地 長野市大字川合新田 2 9 3 8
- ②処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
- ③処理能力 1 8 0 KL／日（生し尿 1 4 4 KL／日、浄化槽汚泥 3 6 KL／日）
- ④処理主体 長野市（直営）
- ⑤処理区域 長野、更北、戸隠、鬼無里地区、豊野地区の農業集落排水施設

⑥処理量見込 し尿 15,350KL
浄化槽汚泥 3,200KL

(2) 須高衛生センター

①所在地 須坂市大字小山2104-36
②処理方式 希釈後下水投入
③処理能力 157KL/日(生し尿141KL/日、浄化槽汚泥16KL/日)
④処理主体 須高行政事務組合
⑤処理区域 若穂地区
⑥処理量見込 し尿 3,710KL
浄化槽汚泥 373KL

(3) 千曲衛生センター

①所在地 千曲市大字屋代字中島3119
②処理方式 標準脱窒素処理方式+高度処理
③処理能力 310KL/日(生し尿270KL/日、浄化槽汚泥40KL/日)
④処理主体 千曲衛生施設組合
⑤処理区域 篠ノ井、松代、川中島地区
⑥処理量見込 し尿 25,229KL
浄化槽汚泥 5,931KL

(4) 犀峽衛生センター

①所在地 長野市信州新町大字日原東2263-3
②処理方式 高負荷脱窒素処理方式+膜分離処理+高度処理
③処理能力 27KL/日(生し尿25KL/日、浄化槽汚泥2KL/日)
④処理主体 長野市(直営)
⑤処理区域 七二会、信更、大岡、信州新町、中条地区
⑥処理量見込 し尿 3,000KL
浄化槽汚泥 2,900KL

(5) 豊田衛生センター

①所在地 中野市大字豊津3913
②処理方式 二段活性汚泥処理(低希釈法)
③処理能力 98KL/日(生し尿90KL/日、浄化槽汚泥8KL/日)
④処理主体 北信保健衛生施設組合
⑤処理区域 豊野地区(農業集落排水施設を除く)
⑥処理量見込 し尿 623KL
浄化槽汚泥 50KL

(6) 信濃理化学工業(株)

- ①所在地 長野市松代町大室 1 2 7 9 - 1
- ②処理方式 脱水施設
処理水については 活性汚泥法+接触ばっ気法+砂ろ過
+活性炭ろ過で処理後放流
- ③処理能力 1 3 0 KL/日
- ④処理主体 信濃理化学工業(株)ー長野市からの委託処理
- ⑤処理区域 長野市全域
- ⑥処理量見込 浄化槽汚泥 6 8 4 K L

4 最終処分計画

各中間処理施設において、残渣・脱水汚泥を乾燥あるいは焼却処分後、業者委託により堆肥化又は一部埋立処分する。中間処理施設ごとの計画は下表のとおり。

中間処理施設	最終処分計画
長野市衛生センター	・クリーンユーキ(株)佐久工場(佐久市)で堆肥化
須高衛生センター	9月まで ・一部脱水乾燥後農家に堆肥として頒布 10月から ・希釈後、下水道投入
千曲衛生センター	・千曲衛生センター内で堆肥化
犀峽衛生センター	・焼却後、(株)フジコーポレーション(小諸市)で処分(農集排汚泥は、犀峽コンポストセンターで堆肥化)
豊田衛生センター	・焼却後、北信保健衛生施設組合所有地(中野市)で埋立処分
信濃理化学工業	・クリーンユーキ(株)(佐久市)で堆肥化